

令和元年第3回七戸町議会定例会 会 議 録

令和元年8月28日七戸町告示第65号で、令和元年第3回七戸町議会定例会を9月10日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和元年 9月10日 午前10時00分 開会

令和元年 9月18日 午前10時51分 閉会

○応召議員（16名）

議 長	16番	瀬 川 左 一 君	副議長	15番	盛 田 惠津子 君
	1番	中 野 正 章 君		2番	山 本 泰 二 君
	3番	向中野 幸 八 君		4番	二ツ森 英 樹 君
	5番	小 坂 義 貞 君		6番	澤 田 公 勇 君
	7番	疍 清 悦 君		8番	岡 村 茂 雄 君
	9番	附 田 俊 仁 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	田 嶋 輝 雄 君		12番	三 上 正 二 君
	13番	田 島 政 義 君		14番	白 石 洋 君

○不応召議員（0名）

○町長提出案件

報告第23号 専決処分事項の報告について

（自動車損害事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）

議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第62号 七戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 七戸町地域ケア会議設置条例の一部を改正する条例について

議案第64号 七戸町営牧野条例の一部を改正する条例について

議案第65号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第66号 七戸町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第67号 七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第68号 七戸町過疎地域自立促進計画の変更について

議案第69号 土地売買契約の締結について

議案第53号 令和元年度七戸町一般会計補正予算（第5号）

- 議案第54号 令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第55号 令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第57号 令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第58号 令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第59号 令和元年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）

〔決算審査特別委員会審査報告

議案第60号 平成30年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について〕

報告第22号 平成30年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議員提出案件

議員派遣について

○その他

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

**令和元年第3回七戸町議会定例会
会議録（第1号）**

令和元年9月10日（火） 午前10時00分 開会

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 提出議案一括上程

「報告第23号専決処分事項の報告について」から「報告第22号平成30年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」までの17議案、2報告を一括上程

（町長提案理由説明）

日程第5 決算審査特別委員会設置について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	呷清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	中野昭弘君	支所長 （兼庶務課長）	加藤司君
企画調整課長 （兼地域おこし総合戦略課長）	田嶋邦貴君	財政課長	金見勝弘君

会計管理者 (兼会計課長)	原田秋夫君	税務課長	附田敬吾君
町民課長	原子保幸君	社会生活課長 (兼城南児童館長)	小山彦逸君
健康福祉課長 (兼七戸町包括支援センター所長・ 天間林老人福祉センター所長)	氣田雅之君	商工観光課長	附田良亮君
農林課長	鳥谷部勉君	建設課長	仁和圭昭君
上下水道課長	井上健君	教育長	附田道大君
学務課長	鳥谷部慎一郎君	生涯学習課長	田中健一君
世界遺産対策室長	甲田美喜雄君	中央公民館長	高田博範君
南公民館長 (兼中央図書館長)	高田美由紀君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	三上義也君	代表監査委員	野田幸子君
監査委員事務局長	天間孝栄君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君
選挙管理委員会事務局長	原子保幸君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 天間孝栄君 事務局次長 中村孝司君

○会議録署名議員

7番 呷清悦君 8番 岡村茂雄君

○会議を傍聴した者（2名）

○会議の経過

○開会宣告

- 議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから令和元年第3回七戸町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがって、令和元年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。
-

○開議宣告

- 議長（瀬川左一君） これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び本定例会における説明員は、お手元に配付したとおりです。
-

○日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 唸清悦君と8番 岡村茂雄君を指名します。
-

○日程第2 会期の決定について

- 議長（瀬川左一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。
初めに、議会運営委員長から報告を求めます。
議会運営委員長。
○議会運営委員長（白石 洋君） 皆さん、おはようございます。
議会運営委員会、委員長報告をさせていただきます。
去る8月28日告示、本日招集されました令和元年第3回七戸町議会定例会の会期について、先般8月28日、午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、お手元に配付いたしましたとおり、本日9月10日から9月18日までの9日間を会期とすることに決定をいたしました。
本日は、議案等の一括上程、決算審査特別委員会の設置及び同委員会の正副委員長の互選を行います。12日及び14日から16日まで、議案調査並びに閉庁日のため、休会とします。11日は一般質問、13日と17日は決算審査特別委員会を行います。運営方法については皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会で取りまとめさせていただきましたので、御参考にしていただきたいと思います。最終日の18日は、議案第60号を除く今回上程されております全議案について審議を行うこととしております。
以上のとおり、進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位の御理解と御協力を賜り、当委員会の決定に御賛同くださいますようお願いを申し上げまして、委員長報告といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（瀬川左一君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月18日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会の会期は、本日から9月18日までの9日間に決定いたしました。

議長において作成しました会期日程及び議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告について

○議長（瀬川左一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

次に、本日までに受理しました陳情書につきましては、別紙配付の陳情等文書表のとおりです。

先般、このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第5号、6号については、議員配付とすることにしましたので、御了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（瀬川左一君） 日程第4 提出議案の一括上程について。

報告第23号専決処分の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）から報告第22号平成30年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの17議案、2報告を一括上程いたします。

町長から提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

本日、ここに令和元年第3回七戸町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙のところ、御出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

提出議案の御説明の前に、一般報告をさせていただきます。

まず、8月16日に開催した恒例の「しちのへ夏まつり」ではありますが、天候に恵まれず、ステージ部門は予定通り終了することができたものの、花火大会は翌日へ順延となりました。翌日は晴天となり、花火大会も無事終了することができました。関係者各位の御協力に感謝申し上げます。

次に、町の基幹産業である農業は、新規就農者支援、稲作から高収益作物への転換支援としての機械補助に取り組んでおりますが、依然として経営環境は厳しい状況が続いております。

国による経営所得安定対策事業、いわゆる転作においては、県段階設定の大豆が廃止、耕畜連携助成の飼料用米の稲わらが満了となったことを受け、本年度は、町段階で設定することができましたが、次年度以降についての継続は、困難なことが予想され、新たなメニューの設定が求められております。

また、本年度新たに設定した「輸出用米」については、今週の収穫の実績を検証しながら、主食用品種で複数取り組みができ、育苗管理の一本化、作業の軽減、さらには、「ジャパン・シチノヘ」ブランドとしての販売ルートも確立を念頭に生産者の安定した収入が見込めるような支援を検討していきたいと考えております。

次に、町の主要作物である水稻の生育状況についてですが、8月30日に東北農政局から公表された8月15日現在における作柄概況は、南部・下北地区は、「やや良」と見込まれております。

今後は、県及び農協、農業関係団体等と連携を密にして、良質米確保に向けた適期刈り取りなど、管理・技術指導を徹底してまいりたいと考えております。

最後に、9月4日のプレイベントに始まり、9月8日の御還りで幕を閉じた「しちのへ秋まつり」であります。

初日の日程は、雨のため中止となりましたが、中日、最終日は秋晴れとなり、流し踊り、仮装大会、山車の合同運行がにぎやかに行われ、盛会裏に終了いたしました。なお、夏まつり、秋まつりともに多くの町職員、これが支援に携わりました。特に、暑いさなかであり、その御苦勞をねぎらいたいと思います。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第23号専決処分事項の報告について（小学校運動会終了後の片付け中での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、令和元年5月25日、七戸小学校運動会の片付け中、児童が過ってボールカートを斜めに押ししまい、同敷地内に駐車していた車両の左前方バンパーを破損させました。このことにより、相手方と協議した結果、町で相手方の車両修理に要する費用全額を負担することで和解が成立したため、この額を早急に支払う必要があることから、専決処分したものです。

議案第61号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、同法により創設された会計年度任用職員の勤務条件・給与等について規定する必要があるため、関係条例について所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第62号七戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、同法の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第63号七戸町地域ケア会議設置条例の一部を改正する条例については、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に基づく、介護保

険法施行規則の一部改正に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第64号七戸町営牧野条例の一部を改正する条例については、七戸町営石倉山放牧場の一部行政財産用途廃止に伴い、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第65号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、七戸町字蛇坂地内の蛇坂団地20戸について、蛇坂団地建替事業に伴う解体撤去実施したことから、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第66号七戸町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行による地方公営企業法の改正に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第67号七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、水道法の一部を改正する法律及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する制令の公布に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第68号七戸町過疎地域自立促進計画の変更については、七戸町過疎地域自立促進計画の取り組み内容及び事業費の変更が必要となったことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき提案するものです。

議案第69号土地売買契約の締結については、当該地は、今後の整備計画の予定がなく、将来的に公共の用に供することが見込まれないことから、一般競争入札を令和元年7月31日実施したところ、「社会福祉法人天寿園会」に落札となったので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第53号令和元年度七戸町一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3,658万円を追加し、予算の総額を106億8,461万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、地方交付税に1億11万8,000円、国庫支出金に3,202万8,000円、諸収入に8,230万5,000円を追加し、繰入金から3,812万5,000円、町債から4,591万1,000円を減額するものです。

歳出の主なものは、総務費に2,725万9,000円、民生費に1億1,378万4,000円、土木費に5,820万1,000円、教育費に1,311万2,000円、諸支出金に1,668万7,000円を追加し、消防費から1億475万8,000円を減額するものです。

今回の補正の主な内容は、プレミアム付商品券事業に係る商品券の販売収入の歳入歳出の増額、また、町道榎林・舟場向線等の道路改良舗装等工事や、その他町道の道路維持修繕工事に係る歳入歳出の増額、シャトルバス購入に係る歳出の増額並びに電源立地対策交

付金交付限度額が確定したことによる消防費に係る中部上北広域事業組合負担金の減額となっております。

議案第54号令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,274万円を追加し、予算の総額を20億2,291万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、県支出金に1,275万8,000円を追加するものです。

歳出の主なものは、国民健康保険事業費納付金に1,253万8,000円を追加するものです。

議案第55号令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に、それぞれ139万円を追加し、予算の総額を3億8,210万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰越金に84万5,000円、諸収入に54万1,000円を追加するものです。

歳出の主なものは、保険事業費に54万1,000円、予備費に84万5,000円を追加するものです。

議案第56号令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,151万5,000円を追加し、予算の総額を26億3,854万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰越金に4,330万8,000円を追加し、保険料から683万3,000円を減額するものです。

歳出の主なものは、諸出金に4,330万1,000円を追加し、総務費から178万6,000円を減額するものです。

議案第57号令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に、それぞれ426万1,000円を追加し、予算の総額を4億4,285万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、町債に400万円を追加するものです。

歳出の主なものは、事業費に400万円を追加するものです。

議案第58号令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に、それぞれ119万5,000円を追加し、予算の総額を6,307万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金に116万9,000円を追加するものです。

歳出は、総務費に119万5,000円を追加するものです。

議案第59号令和元年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入の営業外収益に1万2,000円を追加し、水道事業収益の総額を3億4,179万1,000円とし、収益的支出の営業費用に45万8,000円を追加し、水道事業費用の総額を3億764万9,000円とするものです。

議案第60号平成30年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、平成30年度の七戸町各会計歳入歳出決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

なお、主要施策の成果概要については、決算書に報告書として掲載しておりますので、御審議の参考にしていただきたいと思います。

報告第22号平成30年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、平成30年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき報告するものです。

以上が、本定例会に提出いたしました議案であります。議員各位には、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○日程第5 決算審査特別委員会設置について

○議長（瀬川左一君） 日程第5 決算審査特別委員会設置について。

初めに、平成30年度各会計歳入歳出決算の概要について、会計管理者より説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（原田秋夫君） おはようございます。

ただいまから、平成30年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

各会計に共通しますが、予算額及び決算額については、前年度からの繰越明許費を含んだものとなっております。

それでは最初に、一般会計について説明いたします。

予算総額は107億2,014万6,000円であります。

歳入決算額は105億2,189万8,971円で、予算額に対する収入率は98.15%、調定額に対しての収入率は97%で、収入未済額は3億1,567万2,041円となっております。

その内訳は、町税7,798万801円、分担金及び負担金6万4,600円、使用料及び手数料67万1,640円、国庫支出金1億2,607万円、県支出金768万5,000円、町債1億320万円でございます。

一方、歳出決算額は103億6,979万4,442円で、予算額に対しての執行率は96.73%、不用額8,066万8,099円を生じております。

このことから、一般会計決算の歳入歳出差引残額は1億5,210万4,529円で、この残額から令和元年度への繰越明許費繰越額2,261万4,000円、事故繰越繰越額1,011万4,459円を控除した実質収支額は1億1,937万6,070円となります。

この額から条例に基づき1億900万円を基金へ繰り入れし、残額の1,037万6,070円が令和元年度への繰越金となります。

次に、国民健康保険特別会計について説明いたします。

予算総額は20億6,598万5,000円であります。

歳入決算額は20億3,375万9,061円で、予算額に対する収入率は98.44%、調定額に対する収入率は96.01%で、収入未済額は7,868万7,164円となっており、その内訳は国保税でございます。

一方、歳出決算額は19億7,765万1,674円で、予算額に対する執行率は95.72%、不用額8,833万3,326円を生じております。

このことから、国民健康保険特別会計決算の歳入歳出差引残額は5,610万7,387円となり、全額を基金へ繰り入れするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

予算総額は3億8,230万2,000円であります。

歳入決算額は3億8,311万5,189円で、予算額に対する収入率は100.21%、調定額に対する収入率は99.84%で、収入未済額は59万9,600円となっており、その内訳は保険料でございます。

一方、歳出決算額は3億8,226万9,168円で、予算額に対する執行率は99.99%、不用額3万2,832円を生じております。

このことから、後期高齢者医療特別会計決算の歳入歳出差引残額は84万6,021円で、これは令和元年度への繰越金となります。

次に、介護保険特別会計について説明いたします。

予算総額は26億272万1,000円であります。

歳入決算額は26億4,478万3,392円で、予算額に対する収入率は101.62%、調定額に対する収入率は99.68%で、収入未済額は567万2,154円となっており、その内訳は保険料でございます。

一方、歳出決算額は25億5,107万4,349円で、予算額に対する執行率は98.02%、不用額5,164万6,651円を生じております。

このことから、介護保険特別会計決算の歳入歳出差引残額は9,370万9,043円となり、この額から条例に基づき5,040万円を基金へ繰り入れし、残額の4,330万9,043円が令和元年度への繰越金となります。

次に、介護サービス事業特別会計について説明いたします。

予算総額は390万6,000円であります。歳入決算額は425万6,302円で、予算額に対する収入率は108.97%、調定額に対する収入率は100%で、収入未済額はございません。

一方、歳出決算額は224万9,979円で、予算額に対する執行率は57.6%、不用額165万6,021円を生じております。

このことから、介護サービス事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は200万6,323円となり、全額を基金へ繰り入れするものであります。

次に、七戸霊園事業特別会計について説明いたします。

予算総額は200万4,000円であります。

歳入決算額は200万6,682円で、予算額に対する収入率は100.13%、調定額に対しての収入率は100%で、収入未済額はございません。

一方、歳出決算額は199万8,767円で、予算額に対しての執行率は99.74%、不用額5,233円を生じております。

このことから、七戸霊園事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は7,915円となり、全額が令和元年度への繰越金となります。

次に、公共下水道事業特別会計について説明いたします。

予算総額は4億2,852万2,000円であります。

歳入決算額は4億2,860万7,460円で、予算額に対する収入率は100.02%、調定額に対しての収入率は99.73%で、収入未済額は98万4,194円となっております。

その内訳は、分担金及び負担金40万3,000円、使用料58万1,194円でございます。

一方、歳出決算額は4億2,835万5,638円で、予算額に対しての執行率は99.96%、不用額16万6,362円を生じております。

このことから、公共下水道事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は25万1,822円となり、全額が令和元年度への繰越金となります。

最後に、農業集落排水事業特別会計について説明いたします。

予算総額は6,094万9,000円であります。

歳入決算額は6,095万2,280円で、予算額に対する収入率は100.01%、調定額に対しての収入率は99.89%で、収入未済額は3万9,737円となっております。

その内訳は、分担金2万6,000円、使用料1万3,737円でございます。

一方、歳出決算額は6,083万4,239円で、予算額に対しての執行率は99.81%、不用額11万4,761円を生じております。

このことから、農業集落排水事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は11万8,041円となり、全額が令和元年度への繰越金となります。

以上のとおり、平成30年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） 次に、平成30年度水道事業会計決算の概要について、上下水道課長より説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（井上 健君） おはようございます。

ただいまから、平成30年度七戸町水道事業決算の概要について御説明いたします。

最初に、水道の普及状況であります。給水人口は1万5,415人で、前年度に比べ360人減少となりました。

給水契約件数は7,586件で、前年度に比べ32件増加し、給水普及率は98.8%で、前年度に比べ横ばいとなりました。

次に、年間有収水量ですが156万9,314立米で、前年度に比べ1万1,597立米減少し、1日当たりの最大配水量は7,466立米で、前年度に比べ328立米の減少となり、1日当たりの平均配水量も6,328立米で、前年度に比べ172立米の減少となりました。有収率は、前年度に比べ1.3ポイント増加して67.9%となりました。

次に、工事関係では、計量法の規定による検定満期に達した928カ所のメーター交換を行いました。

老朽管更新事業等におきましては、ライフライン機能強化事業及び道路改良工事関連による整備で、4地区の1,519.8メートルの布設がえを実施しております。

なお、これらの工事に伴い、実施した石綿セメント管の布設がえ延長は960メートルで、残り延長は4万6,479メートルとなっております。

次に、会計の状況につきまして、消費税抜きの数値で御説明いたします。

収益的収入及び支出では、収益的収入合計額は3億1,694万6,545円で、前年度と比較し125万6,966円の減収となっており、給水収益では245万1,179円の減収となりました。

主な収入といたしましては、給水収益が2億6,352万1,609円で、収入総額の83.14%を占め、長期前受金戻入が4,426万977円で、収入総額の13.96%を占めています。

次に、収益的支出合計額は2億6,077万8,608円で、前年度と比較し492万2,803円の増となりました。

主な支出といたしましては、企業債利息が2,240万8,822円、職員給与費が4,367万8,075円、水質検査及び検針業務、浄水場管理業務等の委託料が2,093万3,686円、減価償却費が1億4,103万5,393円でございます。

これにより、平成30年度七戸町水道事業におきましては、収益的収入総額3億1,694万6,545円、収益的支出総額2億6,077万8,608円となり、差引純利益が5,616万7,937円となりました。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入合計額は1億3,172万676円、支出合計額は2億4,920万1,724円であります。

収入では、ライフライン機能強化等国庫補助金が3,600万円、老朽管更新事業に伴う企業債借入金6,000万円、他会計負担金が3,572万676円あります。

支出では、企業債元金償還金が5,713万2,595円、検定満期に伴う水道メーター交換工事費等が2,902万9,129円、老朽管更新工事費等が1億5,516万円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、消費税込みで1億3,278万5,171円であり、これを損益勘定留保資金から7,253万1,587円、減債積立金から5,000万円、消費税資本的収支調整額から1,025万3,584円で補填しております。

以上で、平成30年度七戸町水道事業決算の概要について、説明を終わります。

○議長（瀬川左一君） 次に、平成30年度七戸町各会計決算審査意見書並びに平成30年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（野田幸子君） おはようございます。

平成30年度七戸町各会計決算審査意見書について、御報告申し上げます。

お手元に配付しております、平成30年度七戸町歳入歳出決算書の21ページをお開きいただきたいと思っております。

審査の対象は、平成30年度一般会計、各特別会計、水道事業会計、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書の11項目でございます。

審査は、令和元年7月22日から7月30日までの7日間実施いたしました。

審査に当たりましては、町長から提出された決算書等の書類と会計管理者及び水道事業管理者が保管する関係諸帳簿、諸書類との照合、関係責任者からの説明を聴取するなど、書類等が適切に作成されているか審査いたしました。

その結果、審査に付された各決算は、関係諸帳簿及び諸書類等を照合した結果、計数に誤りがなく、適切に処理されているものと認めました。

財政運営において重要な自主財源である町税及び町営住宅使用料などの税外収入における徴収率は、徴収体勢の強化策等により昨年度比較において、徴収率向上が見受けられますが、賦課徴収の公平性の観点からも徴収率向上のため、より一層の厳しい対応を望みます。

特に、国民健康保険税につきましては、今後の国民健康保険特別会計財政運営健全化の観点から、さらなる徴収体勢の強化に取り組んでいただきたいと思っております。

以下、22ページから37ページまでの説明は省略させていただきますが、各会計の前年度との比較及び詳細について、それぞれ資料を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、平成30年度決算審査意見書についての御報告を終わります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書について、御報告いたします。

お手元に配付しております報告第22号平成30年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての1ページ目と2ページ目をごらんいただきたいと思ひます。

審査の対象は、平成30年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに資金不足比率の5項目及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。

審査は、令和元年7月26日に実施いたしました。

審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、収支がいずれも黒字であること、また、実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準をそれぞれ下回っている内容となっております。

ただし、これまでの数値を比較してみますと実質公債費比率は平成29年度の5.4を最小値に徐々に上昇傾向にあり、将来負担比率も平成28年度の12.5を最小値に上昇傾向が見受けられるため、今後は、財政健全化へ向け、計画的でかつ優先順位を反映させた運営が必要と思われまひます。

また、審査に付された書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上、平成30年度財政健全化審査意見書及び平成30年度経営健全化審査意見書についての御報告といたします。

よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（瀬川左一君） これをもって、決算の概要説明並びに審査意見書の報告を終わります。

本件については、9月17日までの審査期限とする議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査付託をしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めまひます。

したがいまひて、本件については、9月17日を審査期限とする議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定しました。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、決算審査特別委員会を、本日の定例会終了後、直ちに招集まひますので、このまま御着席お願ひまひます。

なお、9月11日の本会議は、午前10時に再開します。

本席から告知します。

9月11日の一般質問の順序をお知らせします。

1番目は2番の山本泰二君、2番目は10番の佐々木寿夫君、3番目は7番の疋清悦君となります。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前10時52分